名

称

開設者氏名又は名称

所

在

地

廃

止 年 月

日

ネクサスあさひが丘調剤薬局

ネクサス株式会社

代表取締役

横手市赤坂字大沼下四十一—

ネクサス株式会社

代表取締役

雄勝郡羽後町字稲荷九十四—二

平成二十年三月三十一日

平成二十年三月三十一日

平成二十年三月三十一日

平成二十年三月三十一日

ネクサス株式会社

代表取締役

横手市根岸町八—三十五

ネクサス株式会社

代表取締役

湯沢市字中野百八十-

拉

根岸町調剤薬局

ネクサス薬局

湯沢店

ネクサス薬局

うごまち店

示

祉政策課)

公

○農地保有合理化事業規程の変更の承認(二五四・農林政策 ○生活保護法による施術者の指定(二五三・福祉政策課)……2 ○生活保護法による医療機関の指定(二五二・福祉政策課)…1

2

○政治団体の届出事項に異動があった旨の届出 (三九) ………5

毎週火・金曜日発行

○生活保護法による指定医療機関の事業の廃止(二五一・福 次 ページ

目

○土地改良区の役員の退任及び就任の届出(由利地域振興局 ○特定調達契約に係る落札者の決定(リハビリテーション・ ○開発行為に関する工事の完了(二五八、二五九・由利地域 精神医療センター) ………3 振興局建設部) …………

○政治団体の収支に関する報告書(三六) ………4 選挙管理委員会告示

○開発行為に関する工事の完了(二五七・秋田地域振興局建 3 3

○道路区域の変更(二五六・道路課) ······3 ○争議行為の予告(二五五・雇用労働政策課)…………2

○政治団体の解散の届出(三五)………………4

○土地改良区の定款変更の認可(雄勝地域振興局農林部)……4 4

○政治団体の設立の届出(三八)…………………5 ○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 (三七) …5

> ○公職の候補者の資金管理団体の指定の取消の届出 ○公職の候補者の資金管理団体の届出 ○政治団体の解散の届出 人事委員会規則 (四〇) ………7 (四三 三) 10 10 8

○人事委員会規則四—五 (職員の任用)の一部を改正する規 11

秋田県告示第二百五十一号

あったので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示す 規定により、 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十条の二の

次のとおり指定医療機関から事業の廃止の届出が

平成二十年五月三十日

告

示

秋田県知事 寺 田 典 城

风 20	平 5 月	30 日 (全	医唯日)
わかまつ内科クリニック	名称	定により、医療扶助のための医療を担	生活保護法(昭和二十五年法律第百2秋田県告示第二百五十二号
若松秀樹	開設者氏名又は名称	当させる機関を次のとおり	四十四号)第四十九条の規
由利本荘市東梵天二	所	平成二十年五月三十日	する。 指定したので、同法第五十五条
百九十七—一	在地		4の二第一号の規定に基づき、告示
内科、放射線科	サービスの種類		//\
平成二十年五月十二日	指定年月日		秋田県知事 寺 田 典
		1	城

平成20年5月30日(金曜日)			秋	田県	公	幸	2				第19	82号
秋田県告示第二百五十四号 秋田県告示第二百五十四号 東を承認したので、同条第二項において準用する同 更を承認したので、同条第二項において準用する同 項の規定に基づき、公告する。 平成二十年五月三十日 ・	嵯峨弘城	小山裕徳	氏名	いて準用する同法第四十九条の規定により、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四秋田県告示第二百五十三号		店 調剤薬局ツルハドラッグ若竹町	本荘ひがし調剤薬局	ネクサス薬局 うごまち店	ヒカリ薬局	ネクサス薬局 湯沢店	根岸町調剤薬局	ネクサスあさひが丘調剤薬局
第二号、第二 第二号、第二 出 典 城 田 典 城 第二号、第二	ときわ治療院	こやま鍼灸院	施術所の名称	医療扶助のための施 医療扶助のための施		株式会社ツルハ 代表取締役社長	きかく株式会社 代表取締役	クオール株式会社 代表取締役	株式会社ヒカリ薬局 代表取締役	クオール株式会社 代表取締役	クオール株式会社 代表取締役	クオール株式会社 代表取締役
サラス (1) では、 第三号及				条の二第一平成二								
場関係調整法施行令(昭和二十一年勅令第四百七十八号)第十条 号の二、第三号及び第四号に掲げる事業 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一	山本郡三種町鹿渡字中沢新田二百四丨二	能代市字長崎三番八号	施術所の所在地	平成二十年五月三十日条の二第一号の規定に基づき、告示する。		大仙市若竹町三十三—十一	由利本荘市東梵天二百九十七番地八	雄勝郡羽後町字稲荷九十四—二	大仙市角間川町字下中町三十三—二	湯沢市字中野百八十—五	横手市根岸町八—三十五	横手市赤坂字大沼下四十一—一
の四第四項の規定に基づき、公表 の四第四項の規定に基づき、公表 の四第四項の規定に基づき、公表 年間手当に関すること。 二 日時 平成二十年六月三日以降事件 にわたって行う。 三 場所 庭角市花輪字八正寺十三番地	あん摩マッサージ指圧	あん摩マッサージ指圧	業務の種類			調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局	調剤薬局
第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 第四項の規定に基づき、公表する。 秋田県知事 寺 田 典 城 平成二十年六月三日以降事件解決の時まで、連日又は短時間 わたって行う。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	平成二十年四月一日	平成二十年四月一日	指定年月日	秋田県知事 寺 田 典 城		平成二十年五月一日	平成二十年五月一日	平成二十年四月一日	平成二十年四月一日	平成二十年四月一日	平成二十年四月一日	平成二十年四月一日

南秋田郡八郎潟町川崎字貝保三十七番地 湯沢市山田字勇ヶ岡二十五番地 横手市前郷字八ツ口三番一 由利本荘市川口字家後三十八番地 秋田市飯島西袋一丁目一番一号 大仙市大曲通町一番地三十号 能代市落合字上前田地内

湖東総合病院 仙北組合総合病院 由利組合総合病院 平鹿総合病院 秋田組合総合病院

雄勝中央病院

の他の争議行為を行う。

山本組合総合病院 四 概要 秋田市八橋南二丁目十番十六号

救急外来患者、 入院中の重症患者、

秋田県厚生連本所

ドック、訪問看護、リハビリ教室、デイケア及び予約検査のた めの保安要員を除く全部又は一部の組合員によるストライキそ 人工透析、検診、 人間

秋田県告示第二百五十六号

に基づき、 道路法 (昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定 次のとおり道路の区域を変更する。

平成二十年五月三十日

秋田県知事

寺

田

典

城

道路の区域

J.		道路の種類
新	旧	旧新別
秋田昭和線	秋田昭和線	路線名
″	まで 秋田市飯島長野本町七〇番四二一地先から飯島字飯島水尻四一二番一地先	区
二四・〇〇~三八・五〇	11回・00~1111・00	敷地の幅員(メートル)
〇・七〇九	〇・七〇九	延長(キロメートル)

道路の区域を表示した図面を縦覧する場所及び期間

場所 建設交通部道路課

期間 平成二十年五月三十日から同年六月十二日まで

秋田県告示第二百五十七号

秋

の規定に基づき、次のとおり公告する。 た開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三項 定により平成二十年三月六日付け指令秋建―二―八十四で許可し 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規

秋田県知事 寺 \mathbb{H} 典 城 平成二十年五月三十日

開発許可を受けた者の住所及び氏名 男鹿市船越字杉山二十五番地二十

番六、四十一番七、四十一番九の内及び四十一番十 二、百三十一番三、百三十二番、字上中野三十番の内、 男鹿市脇本脇本字前野百三十番、百三十一番一、百三十一番 四十一

開発区域に含まれる地域の名称

アクネス不動産 代表 下

間俊

悦

秋田県告示第二百五十八号

項の規定に基づき、次のとおり公告する。 した開発行為に関する工事が完了したので、同法第三十六条第三 定により平成十九年四月二十七日付け指令由建―百四十九で許可 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規

平成二十年五月三十日

秋田県知事 寺 田 典 城

由利本荘市川口字八幡前261番地 開発許可を受けた者の住所及び氏名 池田薬品商事株式会社

代表取締役 池 田 晃 司

び八十三番 開発区域に含まれる地域の名称 由利本荘市荒町字真城七十九番一、八十一番一、八十二番及

秋田県告示第二百五十九号

項の規定に基づき、次のとおり公告する。 定により平成二十年三月十日付け指令由建―二千四百十五で許可 した開発行為に関する工事が完了したので、 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規 同法第三十六条第三

秋田県知事 寺 田 典 城 平成二十年五月三十日

開発許可を受けた者の住所及び氏名 三光不動産株式会社 秋田市保戸野千代田町二番四十三号 代表取締役 岩本 大

番、三十四番一、三十四番二、三十四番三、三十四番四、三十 開発区域に含まれる地域の名称 由利本荘市一番堰二十一番、二十二番、二十三番、二十四

十四番十四及び三十四番十五

三十四番十、三十四番十一、三十四番十二、三十四番十三、三 四番五、三十四番六、三十四番七、三十四番八、三十四番九、

公 告

公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 十一条の規定により、公示する。 (平成七年政令第三百七十二号。以下 特定調達契約について次のとおり落札者を決定したので、地方 平成二十年五月三十日 「特例政令」という。)第

寺 \mathbb{H} 典 城

秋田県立リハビリテーション・精神医療センター清掃業務 落札に係る役務の内容及び数量

和上淀川字五百刈 田三百五十二番地 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 秋田県立リハビリテーション・精神医療センター 大仙市協

落札者を決定した日

平成二十年三月十三日

落札者の名称及び住所 株式会社東北ダイケン秋田支店 秋田市中通二丁目二番三十

Ŧi. 落札に係る金額 秋

菊地隆二郎後援会

政 治

团 体 0)

名

称

代表者氏名

解

散

年

月

 \mathbb{H}

届 出

年 月 日

新秋田政治経済研究会

野

原

多 津 美

平成二十年三月二十日

和

 \mathbb{H}

寬

平成十九年十二月三十一日

平成二十年三月三十一日

るた一

六 任及び就任の届出があったので、同条第十七項の規定に基づき、 項の規定により、本荘東由利土地改良区から次のとおり役員の退 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六 契約の相手方を決定した手続 その他の政治団体 退任理事の住所及び氏名 平成二十年五月三十日 平成二十年一月二十九日 特例政令第六条の規定による公告を行った日 由利本莊市東由利田代字田代百二十二番地 五千五十三万八千六百円 一般競争入札 雪車町字雪車町四十五番地 舘字神明腰五十二番地一 鮎瀬字鮎瀬九十一番地 舘字鮎上表七十七番地 東由利宿字大琴五十三番地 東由利蔵字蔵七十六番地 東由利老方字吉野二十一番地一 東由利舘合字新田十二番地 字久保百二十七番地 秋田県知事 寺 田 梅津 阿部 渡辺 太田 高橋重四郎 典 忠彦 生弥 嘉人 和弘 拓雄 惣七 城 茂

退任監事の住所及び氏名 就任理事の住所及び氏名 由利本莊市東由利田代字高戸屋十八番地 由利本莊市東由利田代字田代百二十二番地 由利本荘市上野字上野百五十一番地 万願寺字舘ノ内百十番地 荒町字古里四十八番地 舘字鮎上表七十七番地 東由利老方字吉野二十一番地一 東由利舘合字新田十二番地 荒町字古里四十八番地 宮沢字二枚田二十四番地 三条字三条三十二番地 万願寺字荒田目七十三番地 舘字神明腰五十二番地一 上野字上野百五十一番地 雪車町字上田高三十九番地 鮎瀬字鮎瀬九十一番地 東由利蔵字蔵百九番地 東由利宿字大琴五十三番地 三条字三条三十二番地 万願寺字荒田目四十一番地 字山本二番地 阿部 鈴木 猪股 猪股 太田 猪股 金子 梅津 井上 小松 藤本 小松 渡辺 菊地謙一郎 嶽石伊久雄 高橋重四郎 嘉人 久夫 甚一 忠彦 生弥 善孝 拓雄 幹夫 則雄 清一 一 則司 郎 雄 茂

> 四 就任監事の住所及び氏名

由利本荘市万願寺字舘ノ内百十番地 東由利田代字高戸屋十八番地

定款変更について、平成二十年五月二十一日認可したので、 の規定により、雄勝郡山田五ヶ村堰土地改良区から申請があった 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第三十条第二項 舘字六角百八十番地 齊藤

寺 田 典 城

選挙管理委員会告示

秋選管告示第三十五号

解散の届出があったので、同条第三項の規定に基づき、告示す 一項の規定により、平成二十年三月三十一日に次の政治団体から 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第

平成二十年五月三十日

秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸

朳選管告示第三十六号	Ⅰ 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書	(7) 収入総額	532,806円
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第	Ⅱ 報告書の要旨	前年からの繰越額	497,806円
一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され	1 収入及び支出のある団体	本年の収入額	35,000円
たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表す	(1) その他の政治団体	(イ) 支出総額	84,730円
<u>ර</u> ං	政治団体の名称 菊地隆二郎後援会 (平成19年分)	イ 収入・支出の内訳	
平成二十年五月三十日	報告年月日 平成20年3月31日	(ア) 収入の内訳	
秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	ア 収入・支出の総額	個人の負担する党費又は会費	35,000円

小 鈴 木 同条 芳 久 夫

清

一一	20平;	o 月 30 日(金曜日)					 	<u>~</u>	羊 区	第 1982 亏	
	文台団本の名称	一 政党 定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間に次の政 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条の規 秋選管告示第三十九号	小田嶋忠後援会	体の名	一 その他の政治団体	項の規定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間に政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一秋選管告示第三十八号	野原多津美	届出をした者の氏名	資金管理団体の取消の	合計 (イ) 支出の内訳 経常経費 事務所費 政治活動費 組織活動費 機関紙誌の発 合計	
	異動事頁	から同月三十日まで年法律第百九十四号	村	称		平成二十年四月一日から同月三十日までの間に((昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一八号	県議会議員	月 C 不 类	公職の重額	計の内訳 の内訳 常経費 事務所費 市活動費 組織活動費 機関紙誌の発行その他の事業費 宣伝事業費	員数
		の間に次の政一	哲夫	代表者氏名		-日までの間に	新秋田政治経済研究会	名		35,000 H 10,860 H 10,860 H 73,870 H 67,400 H 6,470 H 6,470 H 84,730 H	50人
新	内	第七条の二第一項の規定に基づき、第七条の二第一項の規定に基づき、治団体から届出事項に異動があった	藤本昇	会計責任者氏名		平成二十年五月三十日項の規定に基づき、告示する。次の政治団体から設立の届出が		称	取	報告年月日 平 ア 収入・支出 (7) 収入総額 前年か 本年の。 (4) 支出総額 イ 収入・支出 (7) 支出の内 経常経	政治団体の
		平成二十年五月三十日平成二十年五月三十日平成二十年五月三十日平成二十年五月三十日	仙北市角館町川原町二十四	主た		があったので、	秋田市土崎港中央三丁目十一—三十二	主たる事務所の	り消した資金	5年月日 平成20年3月31日 収入・支出の総額 バー収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 本年の収入額 イ)支出総額 収入・支出の内訳 パ)支出の内訳	政治団体の名称 新 秋田政治経済研究会
		かあったので、同法	<u>ш</u>	る事務所の		同法第七条の二第一	— <u>==+=</u>	79所の所在地	管理団体	5 IS 0 5 IS ————————————————————————————————————	会 (平成20年分)
旧	容	秋田県選挙管		所 在 地		秋田県選挙管	野 原 多津美	代表者氏名		中 門	事務所費
; 4	aa出 年月日	秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	平成二十年四月七日	届出年月日		秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一	平成二十年三月三十一日	} 4	国出 日 日 日	中 門 44,355円 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定 三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定 でき、告示する。 平成二十年五月三十日 ・ 本成二十年五月三十日	44,355円

护摩 传一位抄会	采用 医甲基子 一 女父 亞女 人名	高橋雄七後援会	なの会なの会なの会なの会なの会なの会なのとい角館をつくるみん	日名公司代表	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	田中よくお後援会	秋田県麺類飲食業政治連盟	政治医療の名素	文台団本 ひろか	その他の政治団体	自由自己学官夕艺音	自由民主党有卜文书	社会民主党秋田県秋田支部		自由民主党秋田市支部	五支部 自由民主党秋田県秋田市第		自由民主党大曲市支祁	支部
会計責任者	代表者	代表者	代表者	会計責任者	代表者	所 在 地	代表者	基重工	異 助 事 頁		会計責任者	代表者	会計責任者	代表者	所 在 地	所 在 地	代表者	所 在 地	会計責任者
播磨利光	皆 川 勝 雄	荒川康雄	荒川康雄	山谷多鶴子	工藤宏	能代市二ツ井町字下野川端六十三—二	山谷久信	新	内		佐藤 健 悦	佐藤清吉	石川 ひとみ	新岡雅	秋田市山王四丁目六―二十 合同ビルー―五	秋田市山王四丁目六―二十 合同ビルー―五	児 玉 裕 一	大仙市四ツ屋字新屋敷五十八	小 玉 易五郎
皆川勝雄	皆川 重 助	熊谷幹一	熊谷幹一	山谷政一	山谷文男	能代市二ツ井町字薄井十四	志 賀 正 幸	IΒ	容		伊藤松雄	田口宏暢	宇佐美 洋二朗	石 川 ひとみ	秋田市山王四丁目六—十二	秋田市山王四丁目六—十二	土 久 男	大仙市大曲福住町六―六 大曲プラザビル三F	山田俊一
	,	"	平成二十年四月二日	,	,	,,	平成二十年四月一日	Ŀ			刊 万 二 十 至 五 三 十 三 二 十 三 二 十 三 二 十 三 二 十 二 二 十 二 三 二 十 二 二 十 三 二 十 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三 五 三	区交工上至四月二十三日	5 5 2 4 2 7 7 7 1 1		"	平成二十年四月十四日	5 F. - - - - - - - - - - - - - - - - - -	平成二十年四月八日	平成二十年四月七日

	=						_	一 秋									
政 治	その他の政治団体	自由民主党金浦支部	自由民主党東成瀬支部	自由民主党秋田県秋田市第四支部	自由民主党秋田県大仙市第一志	政治	政党	一項の規定により、平成二十年四月一日から同月三十日までの間政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第 秋選管告示第四十号	うさみ洋二朗後援会	かづの21懇話会	术 E - T = 元 程 自、ス = 5		中泉松司後援会	支部 大田県農協政治連盟こまち	なみ支部 秋田県農協政治連盟秋田み	秋田県土地改良政治連盟	佐々木長秀連合後援会
団体の名				文部	支部	団体の名		平成二十年四月一日から同月三十日までの間(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第(代表者	所 在 地	所 在 地	政治団体の名称	所 在 務所の	会計責任者	会計責任者	会計責任者	所 在 地
称						称			宇佐美 洋二朗	鹿角市十和田毛馬内字冷水二十二—	秋田市川尻町字大川反百七十番百二	秋田市歯科医師連盟	秋田市土崎港北七丁目	中村由和	伊東文隆	小 玉 易五郎	大仙市大曲白金町二—八
代表者氏名		佐々木 正 勝	谷藤傳一	中泉松之助	注 久 男	代表者氏名		平成二十年五月三十日に基づき、告示する。に本づき、告示する。		冷水二十二—一	百七十番百二						八
解散年月日		平成二十年四月二十一日	平成二十年三月三十一日	平成二十年二月二十一日	平成二十年三月三十一日	解散年月日		たので、同条第三項の規定	萩 原 金 光	鹿角市十和田毛馬内中陣場四—二	秋田市山王二丁目七番四十四号	秋田市歯科医師政治連盟	秋田市飯島道東三丁目一―六	佐藤利夫	吉田公論	出田俊	大仙市刈和野字愛宕町七
届出年月日		平成二十年四月二十三日	平成二十年四月二十一日	平成二十年四月十五日	平成二十年四月一日	届出年月日		秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸	平成二十年四月二十三日	平成二十年四月二十一日	5 F	平戈二トギョラトで日	平成二十年四月十四日	平成二十年四月十一日	"	平成二十年四月七日	平成二十年四月三日

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第秋選管告示第四十一号

■ | たので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を公表す | 一項の規定により、政治団体から収支に関する報告書が提出され

る。

平成二十年五月三十日

	Ì	Ì				
大曲政経交友会	辻		久	男	平成二十年三月三十日	平成二十年四月一日
海沼登後援会	山		佐	_	平成二十年三月二十日	"
大盛会	佐	藤		昇	平成二十年三月三十日	"
安井ていぞう後援会	小	野	亚目	作	平成十九年八月二日	"
すみよい角館をつくるみんなの会	荒	Ш	康	雄	平成十九年十二月三十日	平成二十年四月二日
高橋雄七後援会	荒	Ш	康	雄	平成十九年十二月三十日	4
大沢裕昭後援会	大	沢	也	雄	平成二十年三月三十一日	平成二十年四月四日
つじ久男後援会	本	多	正	利	平成二十年三月三十日	"
YOU亀会	沢田	石	徳	美	平成二十年三月三十一日	"
佐藤重芳後援会	佐	藤	重	芳	平成二十年四月十一日	平成二十年四月十一日
渡辺えいこう後援会	佐々	木	忠	_	平成二十年三月二十五日	"
松友会	中	泉	松之	助	平成二十年二月二十一日	平成二十年四月十五日
中泉松之助後援会	小	林	俊	夫	平成二十年二月二十一日	"
虻川信一後援会	虻	Л	信	_	平成二十年三月二十日	平成二十年四月十八日
ローカル・ネット政策研究会	中	田		満	平成十九年十二月二十五日	"
高橋二郎後援会	斉	藤		勇	平成十九年十二月三十一日	平成二十年四月二十二日
かけはし会	宇佐	美	洋二	朗	平成二十年四月十六日	平成二十年四月二十三日
山本幸右衛門後援会	高	橋	甲		平成二十年三月三十一日	平成二十年四月三十日

平成20年5月30日(金曜日)	秋 田	県 公 報		第1982号
等所・交付金 622,465円 合 計 622,465円 会 計 622,465円 (うち本部又は支部に対して供与した交付金に係る 支出 政治団体の名称 自由民主党東成瀬支部(平成20年分) 報告年月日 平成20年4月21日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 10189円 前年からの繰越額 0円 (イ) 支出総額 0円 本年の収入額 (自由民主党金浦支部(平成20年分) 報告年月日 平成20年4月23日 ア 収入・支出の総額 ア 収入・支出の総額 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 (551,548円) 前年からの繰越額 551,099円 本年の収入額 449円	関年からの課題額 622,465円 本年の収入額 0円 (1) 支出総額 622,465円 イ 収入・支出の内訳 (ア) 支出の内訳 政治活動費 622,465円	党秋田県秋田市第四支	次元 政治団体の名称 自由民主党秋田県大仙市第一支部() 20年分) 報告年月日 平成20年4月1日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 	秋田県選挙管理委員会委員長 田 中 伸 一I 種類 政治資金規正法第17条第1項の規定による報告書 II 報告書の要旨 1 収入及び支出のある団体 (1) 啓寺
前年からの繰越額 9.6 本年の収入額 (イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 その他の収入 合 計 政治団体の名称 つじ久男後援会 (平成20年分) 報告年月日 平成20年4月4日 ア 収入・支出の総額 (ア) 収入総額 前年からの繰越額 本年の収入額 イ 収入・支出の内訳 (イ) 支出総額 (カ) 支出総額 (カ) 支出総額 (カ) 支出の内訳 経常経費 31.0	本年の収入額 (イ) 支出総額 政治団体の名称 安井ていぞう後援会 (平成19年分) 報告年月日 平成20年4月1日 ア 収入・支出の総額 (7) 収入総額	96.00 会 (平成20年分) 4月1日 11.50 越額	。	(イ) 支出総額 イ 収入・支出の内訳 (ア) 収入の内訳 その他の収入 会 計 449円
会の日治政政 (7) 以 以 (7) 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 以 大 以 表 対 と を を を を を を を を を を を を を を を を を を		要機を合う。	ア 収入・ ア 収入・ ア 収入・ (ア) 収入・ 計画 (イ) 大田・ (イ) 大田・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) サービ・ (ア) 収入・ (ア) サービ・ (ア) リー・ (ア) 収入・ (ア) サービ・ (ア) リー・ (ア) リー・ (ア	.353円 人件費 事務所費 音務所費 449円 政治団体の名称 松友会 (平成20年分) 449円 報告年月日 平成20年4月15日
	132,581円 0円 132,581円	35,966円 35,966円 <u>35,966</u> 円 年分) 132,581円	35,966円 35,966円 0円 <u>35,966</u> 円	15,000円 16,000円 <u>31,000</u> 円

平成	20年	5月3	0日(金	≧曜日)		利	ť	田	県	公	幸	B				第19	982号
中 泉 松之助	佐藤重芳	注 久 男	届出をした者の氏名	資金管理団体の取消の	三項の規定により、次の公職の候補者等から資金管理団体の指定政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第 秋選管告示第四十三号	宇佐美洋二朗	出をした者の氏名	資金管理団体の届		音 計 2 収入及び支出のない団体 (1) その件の時冷団体	⅊	イ 収入・支出の内訳 (ア) 支出の内訳 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	本年の収入額(イ) 支出総額	(ア) 収入総額 前年からの繰越額	9 9	合 計 政治団体の名称 山本幸	(ア) 支出の内訳 政治活動費 寄附・交付金
県議会議員	市長	県議会議員	· 利	公戦の重質	次の公職の候補者等から資金管理団体の指定昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第号	市議会議員	1 7	公職の種類・						額		右衛門後接会	•
松友会	佐藤重芳後援会	大曲政経交友会	名			うさみ洋二朗後援会	名		_	32,400H	32,400円 32,400円		0円 <u>32,400</u> 円	<u>32,400</u> 円 <u>32,400</u> 円		222,552円 (平成20年分)	222,552円 222,552円
	,,,		称	Hi7	平成二十年五月三十日 でき、告示する。 の取消の届出があったので、		称	· · · ·		佐藤重芳後接会	YOU亀会(F	大沢裕昭後援会	高橋雄七後接会	すみよい角館を (平成19年分)	海沼登後接会	大曲政経交友会	政治
秋田市土崎港北七丁目一—二十二	湯沢市稲庭町字稲庭百九十三	大仙市大曲福住町二―九	主たる	取り消した資		秋田市寺内児桜二丁目八—八	主たる	金 管		佐藤重芳後接会(平成20年分)	(平成20年分)	(平成20年分)	《平成19年分》	をつくるみんなの会	(平成20年分)	》(平成20年分)	政治団体の名称
<u></u> :+::	九十三 十三	76	たる事務所の所在地	金管理団体	同法第十九条の二第一項の規定に基		主たる事務所の所在地	理団団体		平成20年4月11日	×	平成20年4月4日	*	平成20年4月2日	*	平成20年4月1日	報告年月日
									_			るある	二	火			
中泉松之助 平成二十	佐藤 重 芳 平成二十年四月十	辻 久 男 平成二十年四月	代表者氏名		秋田県選挙管理委員会委員長	宇佐美 洋二朗 平成二十	代表者氏名			자리 모드 배스 학자 소리 소설때 다시 이것으로써 지난 다른	火日長選挙等里奏司公交司受平成二十年五月三十日	る。あったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、あったので、同法第十九条の二第一項の規定に基づき、	二頁の規定こより、欠の公職の癸庸者から資金管理団体の届出が一政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第種は元第12一二号	翠穹岩气水舟四十二号	ローカル・ネット政策研究会(平成 19年分)	虻川信一後接会(平成20年分)	渡辺えいこう後接会(平成20年分)
平成二十年四月十五日	年四月十一日	年四月一日	£ £	出 军	員長 田 中 伸 一	平成二十年四月二十三日	2	出 年 月 日		E	H Þ	の規定に基づき、告示す	*で資金管理団本の畐出が『百九十四号』第十九条第		*	平成20年4月18日	平成20年4月11日

秋 田 県 公 報 平成20年5月30日(金曜日) 第1982号 の誤り 業療法士、言語聴覚士」を加え、「、言語聴覚士」を削る。 新別」のうち「新」の 示第百三十三号(道路区域の変更及び供用開始) ここに公布する。 三ページ「一 道路の区域及び供用開始の区間」の表中、 平成二十年三月二十一日(第千九百六十三号)掲載の秋田県告 規則四一五(職員の任用)の一部を次のように改正する。 別表第二第二号中「医師」の下に「、看護師、理学療法士、 この規則は、公布の日から施行する。 人事委員会規則四―五(職員の任用)の一部を改正する規則を (原稿誤り) 宇 虻 平成二十年五月三十日 人事委員会規則四―五(職員の任用)の一部を改正する規 佐 美 Ш 正 人 敷地の幅員 敷地の幅員(メートル) 事 洋 信 秋田県人事委員会委員長 柴 委 二 朗 員 (メートル 一 · ○○~三四·五○ 一一.00~一七.00 会 市議会議員 市議会議員 規 誤 則 田 虻川信一 かけはし会 宏 一後援会 旧 作 の誤り 第五百七十六号 (道路区域の変更) の誤り 百七十号 (道路区域の変更) 平成十九年十二月四日(第千九百三十四号)掲載の秋田県告示 平成二十年四月四日(第千九百六十七号)掲載の秋田県告示第 四ページ「一 鷹巣川井堂川線 鷹巣川井道川線 八ページ「一 由利本荘市滝字滝ノ沢八番地内 由利本荘市滝字弥六川内八番地内 (原稿誤り) (原稿誤り) 路 路 線 線 秋田市寺内児桜二丁目八—八 大館市櫃崎字上宅地四十一 道路の区域」の表中、 道路の区域」の表中 X 区 名 名 間 間 宇佐美 虻 Ш 洋 信 一朗 平成二十年四月二十三日 平成二十年四月十八日

発行者

秋

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

田 県

秋田市山王四丁目一番一号

钔 印 刷 刷 者 所

有 秋田市山王七丁目五番二十九号 E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp E-mail:matsubara@matsubarainsatsu.co.jp 秋田市山王七丁目五番二十九号 秋田市山王七丁目五番二十九号